

議案第53号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年4月26日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
略			略		
略		三朝町職員等	略		三朝町職員等
人権教育推進員	月額 <u>96,000</u> 円	の旅費に関する条例（昭和	人権教育推進員	月額 <u>160,000</u> 円	の旅費に関する条例（昭和
心の教室相談員	月額 80,000 円（当該月の全部又は一部について勤務	45年三朝町条例第67号）に規定する旅費の例による。			45年三朝町条例第67号）に規定する旅費の例による。

	を要しないと 教育委員会が 認める月にあ っては、教育 委員会が別に 定めるところ により当該額 から当該額の 全部又は一部 を減じた額)				
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。